



西東京市農産物キャラクター
「めぐみちゃん」

農業委員会だより

西東京市の風と緑～

第18号

編集・発行 西東京市農業委員会
(保谷庁舎)

住所:西東京市中町1-5-1
TEL:042-438-4044(直通)

受賞おめでとうございます。

「第56回東京都農業会議・農業者大会」及び「平成26年度北多摩地区農業委員会連合会優秀農業経営者表彰式」において、市内の農業者の皆さまが表彰を受けられました。受賞された方をご紹介します。

第54回企業的農業経営顕彰

東京都農業会議会長賞

野菜部門

芝久保町三丁目

大谷 勝・まさ子 様(写真1)

第41回農業功労者感謝状

向台町六丁目

井田 武重 様(写真2)

平成26年度北多摩地区農業委員会連合会

優秀農業経営者表彰

北原町二丁目

海老澤 一裕 様(写真3)



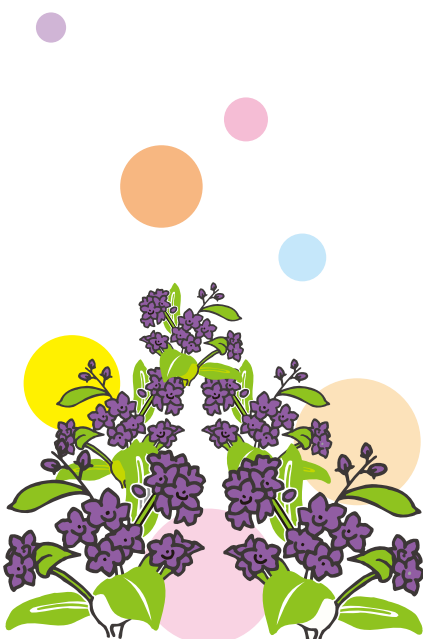
写真1



写真2



写真3



第64回 関東東海花の展覧会 受賞者

金賞
東町四丁目
濱中 昇一様
種類名：ゼラニウム



農業改革について

現在、国において、農業委員会の制度変更を含む「農業改革」について、関係法案の審議が進められております。

主な内容としては、「農業委員会の事務の重点化」「農業委員の選出方法の変更（公選制から選任制へ）」「農地利用最適化推進委員の設置」「農業委員会の事務局の強化」「農業委員会の情報の公表」な

どに向けた、法律の改正手続きになります。

農業委員会では、これまで国の検討状況に注視し、市内農業への影響などについて議論を行ってまいりました。

今後も、国の動向について、市内農業者の皆様に情報提供をさせていただきます。

めぐみちゃんメニュー 事業について

市では、市内産農産物を使用した飲食物（加工品・土産物などを含む。）を飲食店などの協力を得てメニュー化し、消費者などへ提供することにより農業振興を図るとともに、地域経済の活性化を促進することを目的とした「めぐみちゃんメニュー事業」を平成25年度より実施しています。これまで多くの市内農業者及び商工業者のみなさまからご協力をいただき、平成27年3月末時点で98メニューを「めぐみちゃんメニュー」として認定しています。

平成27年度についても、メニューの認定と合わせて、「市民と農業者の交流」をテーマとした各種イベントを実施する予定です。市内で農業を営む方でしたらごなたでも本事業にご参加いただけますので、「新たに事業に参加したい！」



昨年度実施したイベント(西東京マルシェ)の様子

「自分の生産した農産物を、もっと多くの市民の方に食べてもらいたい！」という方がいらっしやいましたら、ぜひとも気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先

「めぐみちゃんメニュー事業」事務局
（委託事業者である株式会社マインドシェア内に設置）
電話03(6823)1234（受付時間 毎週月・水・金曜日午前10時～午後5時）

市内の農業者の皆さまに ご利用いただける 補助事業について

市産業振興課において実施している、各種補助事業について、ご紹介いたします。

1 安全安心農業推進事業

各種肥料等資材（たい肥・有機質肥料・フェロモントラップ剤）に係る費用の一部を市が助成します（補助率はそれぞれ総購入額の2分の1まで。上限金額は30,000円。（認定農業者は60,000円）。また、各資材ごとに、一世帯一年間で一回ずつの申請となります。）。

2 市内産農産物等活用推進事業

市内産農産物の普及と、消費者に都市農業への関心と理解を深めてもらうことを目的として、市内で生産された農産物等を販売する際に用いる資材（市農産物キャラクター「めぐみちゃん」を表示したもの）に係る費用の一部を市が助成します（補助率は総購入額の3分の2まで。上限金額は20,000円。（認定農業者は40,000円）。また、一世帯一年間で一回までの申請となります。）。

3 認定農業者経営改善支援事業

平成27年度から新たに、認定農

業者の方の経営改善計画の推進に必要な経費の一部を補助することにより、持続的かつ安定的な農業経営を確立していただくことを目的とし、「認定農業者経営改善支援補助制度」を新設しました。この制度の助成対象は、認定農業者が経営改善計画に定めた事業目標を達成するために必要な農業用機械（トラクター、耕運機など）の購入に要する経費又は施設（ビニールハウス、防鳥ネットなど）の整備に要する経費で、費用の一部を市が助成します（補助率は総購入額の2分の1まで。上限金額は200,000円）。

詳しくは、市産業振興課までお問い合わせいただくか、市HPをご覧ください。

消毒作業等を行う際の 注意点について

市内には、まだまだ多くの農地が残されていますが、一方で都市化も進展しています。都市と農業が共生していくために、消毒作業や農薬を使用される際には、可能な限り、次の点にご配慮いただけますよう、お願いいたします。

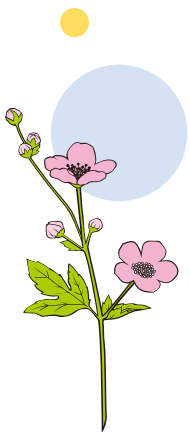
- ・ 散布する際には、風向きや時間帯などの環境や、畑の近くにいる人や近隣の住宅などにご配慮

いただき、長時間にわたって葉が周辺に飛散しないように、作業をお願いします。

- ・ 隣地が農地の場合は、その畑で本来検出されないはずの農薬が検出されるなどした場合、生産された作物が出荷できなくなるなどの被害が出る可能性があります。除草剤や、強い農薬などを使う場合には、充分ご注意ください。また、散布を行う際には隣地との境界にネット等の遮断物を設ける、散布の際に使用する器具にはノズルカバーを確実に使用するなどの対応をお願いします。

肥培管理について

不適切な肥培管理に伴う雑草の繁茂は、近隣住民の迷惑となるばかりでなく、苦情等の原因となる場合があります。周囲の住環境に影響が及ばないよう、適切な農地管理をお願いいたします。特に夏期は、蚊などの害虫も多く発生する時期となりますので、充分にご注意ください。



農業委員会 取り扱う手続きについて

農地については、農地法等の規定に基づく各種の手続きが必要となります。

現在、農業委員会で取り扱っている手続きについてご案内いたします。

1 農地法に関する各種手続き

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出

「相続等で、農地を取得した場合に必要な届出です。

(2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出

農地の所有者が、自身で所有をしたまま農地転用を行う場合に必要となる届出です。

(3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出

「所有権の移転」等を伴う農地転用を行う場合に必要となる届出です。

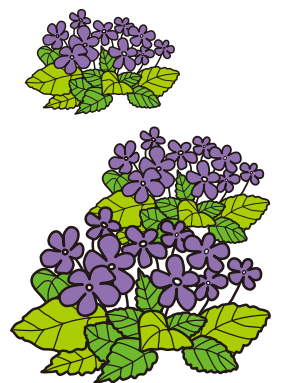
◎ 必要書類（共通）

所定の届出書、農地の全部事項証明書（写し可）、農地の案内図（写し可）、公図（写し可）、委任状（代理人による手続きの場合）等

その他必要な書類等の詳細については、農業委員会事務局まで

お問い合わせいただくか、市の

お問い合わせいただくか、市の



HPをご覧ください。

2 特例適用農地に関する各種手続き

農業委員会で発行する証明書が必要となる手続き。

(1) 相続税の納税猶予に関する適格者証明

相続及び遺贈により農地を取得した人が、相続税の納税猶予の特例の適用を受ける場合に必要となる証明です。納税猶予の特例適用手続きの窓口は、国税庁

となります。詳しくは、西東京市を管轄する東村山税務署へお問い合わせください。

(2) 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明

生産緑地法第10条の規定により、市長に対して生産緑地の買取り

申し出を行う場合に必要となる証明です。買取り申し出手続き

の窓口は、都市整備部都市計画課となります。詳しくは、都市計

画課（保谷庁舎5階）へお問い合わせ

ください。

お問い合わせください。

都市農業振興基本法の制定について

都市農業の安定的な継続や、都市環境の形成を図ることなど、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「都市農業振興基本法」が、平成27年4月16日に衆議院本会議において可決されました。

基本的施策としては、①「都市農業の農産物を供給する機能向上並びに都市農業の担い手の育成及び確保」②「都市農業の防災、良好な

景観の形成並びに国土及び環境保全等の機能の発揮」③「農と共存する良好な市街地形成を図るための、的確な土地利用に関する計画の策定及びこれに基づく土地利用の規制その他の措置の実施のために必要な施策」④「都市農業が安定的かつ確実に継続されるような、都市農業のための利用が継続される土地に関する税制上の措置」⑤「都市農業により生産された農産物の地元における消費の促進」⑥「農業を体験することができ、環境の整備等」⑦「学校教育における

1	基本理念	(1) 都市農業の有する機能の適切・十分な発揮とこれによる都市の農地の有効活用・適正保全 (2) 人口減少社会等を踏まえた良好な市街地形成における農との共存 (3) 都市住民をはじめとする国民の都市農業の有する機能等の理解
2	国・地方公共団体の責務等	(1) 国・地方公共団体の施策の策定及び実施の責務 (2) 都市農業を営む者・農業団体の基本理念の実現に取り組む努力 (3) 国、地方公共団体、都市農業を営む者等の相互連携・協力 (4) 必要な法制上・財政上・税制上・金融上の措置
3	都市農業振興基本計画等	(1) 政府は、都市農業振興基本計画を策定し、公表 (2) 地方公共団体は、都市農業振興基本計画を基本として地方計画を策定し、公表

る農作業の体験の機会の充実等」⑧「国民の理解と関心の増進」⑨「都市住民による農業に関する知識・技術の習得の促進等」⑩「調査研究の推進」⑪「連携協力による施策の推進（農林水産大臣と国土交通大臣との緊密な連携協力等）」などが目標として設定されています。市内農業のさらなる継続・発展に、ご理解とご協力をお願いいたします（基本理念等のポイントは、別表のとおりです。）。

農地等への不法投棄禁止プレートの配布について

市では、農地等への不法投棄対策として、「不法投棄禁止プレート」を配布しております。



配布を希望する方は、ごみ減量推進課（エコプラザ西東京（泉町3-12-35）内、電話042-1438-14043）窓口まで。

事務局職員の変動について

平成27年4月1日付の人事異動がありましたので、ご紹介します。

新職員

生活文化スポーツ部主幹
兼産業振興課農業係長
兼農業委員会事務局局長
阿部 俊昭

新規採用

産業振興課農業係主事
兼農業委員会事務局書記
小平 莉愛

なお、前任の五十嵐豊産業振興課長兼農業委員会事務局局長は、産業振興課長に留任され、矢澤吉男主幹は、教育部芝久保公民館へ異動されました。お疲れ様でした。

編集後記

農業委員会だより第18号はいかがでしたでしょうか。近年、これからの季節は猛暑となることが多く、過酷な状況の中で農作業にも影響が出ることが多いかと思えます。くれぐれもお身体にはお気を付けてください。

これからも地域の農業者の皆さまの役に立つ情報の提供に努めてまいりますので、引き続きご愛読をよろしくお願いたします。

編集部会一同

